

利用料金表

介護予防訪問介護費（総合事業）	
介護予防訪問介護（Ⅰ） （訪問型サービスⅠ）	要支援 1・2 週 1 回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 （1月につき 1,168 円） 時間 60 分程度
介護予防訪問介護（Ⅱ） （訪問型サービスⅠ）	要支援 1・2 週 2 回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 （1月につき 2,335 円） 時間 60 分程度
介護予防訪問介護（Ⅲ） （訪問型サービスⅢ）	要支援 1・2 週 2 回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 （1月につき 3,704 円） 時間 60 分程度

訪問介護	
身体介護（20 分未満）	165 円 → 条件あり
〃（20 分以上 30 分未満）	245 円
〃（30 分以上）	388 円
身体介護に引き続き生活援助	身体介護料金プラス下記利用料金
20 分以上	67 円
45 分以上	134 円
70 分以上	201 円
生活援助（20 分～45 分未満）	183 円 (早朝・夜間) 229 円
〃（60 分～70 分）	225 円 (早朝・夜間) 281 円

- ・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）
所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定（5.5%）
- ・地域区分加算 6 級地（10.42）となります。
- ・特定事業所加算（Ⅱ） 体制要件及び人材要件満たしているため（10%）
- ・8 月 1 日より利用料のうち各利用の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

※自己負担の発生した場合

30 分 1,080 円 / 1 時間 2,160 円（税込み）

生活援助又は身体介護とも金額は同じです。

訪問介護（ひまわり荘内）
事業所と同一敷地内又は、隣接する敷地内の建物は減算（10%）